

第一 A市市民会館の利用不許可（以下「処分①」という。）について

処分①は、Dらの集会の自由を侵害し、憲法21条1項に反しないか。

1 集会の自由の重要性

Dらが、憲法改正反対運動の決起集会のために市民会館を利用することは、思想・情報を発表・伝達するために多数人が集合するものであり、集会の自由として21条1項により保障される。

集会は、様々な意見や情報等に接することにより自己の思想や人格を形成発展させ、相互に意見や情報等を伝達、交流する場として必要であり、対外的に意見を表明するための有効な手段であるから、集会の自由は民主主義社会における重要な基本的人権の一つとして特に尊重されなければならない（成田新法事件）。

2 集会の自由の制約

A市市民会館は、市民に集会の場を提供することを通じて福祉を増進するために設置されたもの（C条例10条）であり「公の施設」（地方自治法244条1項）に該当する。

住民は「公の施設」の設置目的に反しない限りその利用が原則的に認められるため、管理者が正当な理由なく利用を拒否すると集会の自由の不当な制限につながるおそれが生ずる（泉佐野市民会館事件）。

したがって、処分①は、Dらの集会の自由を制約する。

3 判断枠組み

市民会館の利用拒否は「正当な理由」（地方自治法244条2項）がある場合に限り許されるところ、集会の自由の重要性及び会館の利用拒否が集会の自由の不当な制限につながるおそれに鑑みて、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要であると解する（泉佐野市民会館事件）。

4 あてはめ

(1) 想定反論

① Dらは「憲法改正に反対するA市民の会」の決起集会を開こうとしていたため、「特定の政策、主義又は意見に賛成し、又は反対する目的で集会を行うこと」（C条例6条）に該当する。憲法改正反対集会が開催されればA市が憲法改正反対運動の片棒を担いでいるといわれても仕方がないとの意見が寄せられており、これを認めることは政治的中立性を害する。

② 現在憲法改正問題はヒートアップしており、反対派の集会が行われると多数の推進派が詰めかけて騒動に発展するおそれがあり「公の秩序をみだすおそれがある場合」（C条例11条）にあたる。Dらは集会室にプラカード等を持ち込まないこと（C条例5条）の誓約書へのサインを拒否しているため、示威行動がエスカレートして混乱が生じるおそれもある。

(2) 私見

①について

C条例の禁止事項は地方自治法244条2項の規定を具体化したものと解されるところ、前述のとおり「正当な理由」が認められる条件は限定される。

「政治的中立性を害する」ことは抽象的な懸念にとどまり、身体又は財産への侵害に比肩するものではない。そもそも意見を寄せてきたのは憲法改正推進派の市民であり、対立する立場の者の一方的主張に過ぎないため、明らかな差し迫った危険もない。

②について

集会の目的に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがあることを理由に公の施設の利用を拒むことができるのは、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合に限られる（上尾市福祉会館事件）。Dらがプラカード等を持ち込むことがあったとしても、警察の警備等によっても防止できないほどの混乱が生じるとは考え難い。

5 結論

よって、処分①はDらの集会の自由を侵害し違憲である。

第二 ランコントルの利用不許可（以下「処分②」という。）について

1 「公の施設」該当性

(1) 想定反論

ランコントルは市民会館と異なり庁舎前の敷地に過ぎず、職員や来庁者の往来が主たる目的の公用物であるため、「公の施設」には該当しない（金沢市役所前広場事件）。

(2) 私見

「公の施設」であるか否かは設置者の主観的意思のみで定まるものではなく、当該施設の構造やその実際の利用状況も踏まえて判断されるべきである（宇賀克也反対意見）。

本件のランコントルはA市市役所が入居するBが建築される前の時代から存在するものであり、前衛芸術像が設置されA市のシンボルとして受けとめられており、様々なイベントが開催されるほか、市民が自由に入ってくつろぐことができる空間である。このような利用状況や、「出会い」を意味するランコントルの名称からも、市民の交流の場として供される空間であることが認められるため、「公の施設」に該当する。

また、金沢市役所前広場事件は、他の公の施設等を利用することまで妨げられるものではないから制限の程度は限定的であると判示しているが、C条例は市民会館の利用まで制限しており、現にDらは市民会館の利用を拒否された上でランコントルの利用も拒否されていることから、判例の事案と比較しても強度の制限である。

2 結論

よって、処分①と同様の判断枠組みが妥当し、処分②も違憲となる。